

議 事 日 程 (第 2 号)

平成26年6月18日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※専決処分

日程第 2 議第40号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について

日程第 3 議第41号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

日程第 4 議第42号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第43号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 6 議第44号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※一般議案

日程第 7 議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

※条例案件

日程第 8 議第46号 遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第48号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

※事件案件

日程第11 議第51号 除雪ドーザの取得について

日程第12 議第52号 除雪ドーザの取得について

日程第13 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 13名

出席議員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	9番	土門治明君
10番	斎藤弥志夫君	11番	堀満弥君
12番	那須良太君	13番	伊藤マツ子君
14番	高橋冠治君		

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	堀修君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	本間康弘君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	富樫博樹君	教育委員長	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	高橋務君
農業委員会会長	高橋正樹君	選挙管理委員	佐藤正喜君

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤源市 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） おはようございます。

ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員は金野代表監査委員が所用のため欠席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

す。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、昨日議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会堀満弥委員長より協議の結果について報告願います。

議会運営委員会堀満弥委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（堀 満弥君） おはようございます。

きのう議会運営委員会を開催し、町長から追加提案ありました議第51号 除雪ドーザの取得について及び議第52号 除雪ドーザの取得についてを協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

本議案については、本日の日程第10の次に追加し、それぞれ日程第11、日程第12とし、日程は以下順次繰り下げることにしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） ただいま堀満弥委員長報告のとおり、本日の日程に事件案件2件を追加することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ないようですので、本日の日程に事件案件2件を追加することに決定しました。

それでは、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第10の次に、事件案件2件を追加し、日程第11及び日程第12とし、本日の日程第11を日程第13に繰り下げたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） それでは、本日の議事日程に日程第11、議第51号 除雪ドーザの取得について、日程第12、議第52号 除雪ドーザの取得についてを追加し、以下順次繰り下げることに決しました。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。それでは、一般質問を行います。

私は、3月議会で介護予防と地域包括システムについて質問しました。その際にも申し上げましたが、2025年問題と称して、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎える25年以降は、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢社会を迎えると言われます。ふえる高齢者が介護のお世話になることなく、元気で寿命を全うできるようにすることも行政の大事な仕事ではないかと思えます。そこで、今回は健康で寿命を全うするための施策について伺います。

最初に、健康遊具の設置について伺います。国土交通省は、平成10年度から3年ごとに全国の都市公園などにおける遊具の設置状況などを調査しています。平成22年度の調査結果によれば、3年前に比べ設置数の増加の割合が一番高かったのが健康遊具で35.9%増となっています。前期の増加率も57.5%で断トツのトップでした。調査を始めた平成10年度に5,690台だったものが平成20年度には2万583台になっています。4倍近くふえていることや増加割合が2期連続で一番多かったということからも、今急速に健康遊具の設置が進んでいることがわかります。全国的には都市公園に設置している例が多いようですが、我が町

の公園は河川公園も含めて約10カ所程度です。元学校用地やまちづくりセンターなどの用地も含め、健康遊具の設置を行ってはどうかと考えますが、所見を伺います。

2つ目に、指導員の配置と健康遊具の安全対策について伺います。設置した遊具を有効に活用するためには、遊具の使い方などを指導できる人を養成して配置することも重要と考えます。子供が使って落下してけがをする例もあるようです。子供の遊具と別の場所につくるとか、指導員の配置できないところは子供が使っても危なくないものだけを設置するなどの手だても必要と考えます。

3つ目は、遊具設置への補助金制度を設けることについて伺います。まちづくりセンターなどに設置するのも一つの方法だと思いますが、地域の要望に沿って地域で設置する方法も考えられます。その際は補助金制度をつくり、援助することもあってよいのではと思いますが、所見を伺います。

次に、ロコモ予防について伺います。県は、昨年度県知事を先頭にロコモ予防の大キャンペーンを行っていました。吉村知事は、その挨拶で「高齢になったとき足腰の衰えで寝たきりや介護状態になってしまうロコモティブシンドロームの予防が重要です。県民の皆さんが日常生活の中でロコモ予防に取り組めるよう花の山形、しゃんしゃん体操を普及してまいります」と述べ、ロコモ予防に努めましょうと呼びかけました。我が町は、この件については何もやっていないということでしたが、ホームページでロコモチェック山形をごらんくださいとなっているだけのようです。ロコモティブシンドローム、略してロコモは、運動器症候群のことで、2007年に日本整形外科学会が提唱したものです。運動器という言い方は余り耳にしません。循環器とか消化器、呼吸器と同じように人間の体の機能の一つで、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板がつかさどっています。そこに障害が起こり、歩行や日常生活に何らかの障害を来している状態をロコモと呼んでいます。ロコモは、メタボリックシンドローム、認知症とあわせ、健康寿命の短縮や寝たきり、要介護状態になる3大要因の一つと言われます。そして、ロコモの原因は加齢に伴う運動器自体の疾患、変形性関節症、骨粗鬆症に伴う変形脊髄症、腰部脊柱管狭窄症などがそれに当たります。もう一つは、加齢に伴う運動器の不全で、筋力、持久力、バランス能力、運動速度の低下などとなっています。ロコモ状態を早期に発見するとともに、一定の運動を行うことでロコモになる率を減らし、進行をおくることができると言われてしています。

そこで伺います。1つ目に、ロコモチェック、ロコモ度テストの実施について伺います。町民が集まるさまざまな機会を利用して、7つのロコモチェックの用紙を配布して実施してはと考えます。また、高齢者が集まる機会を利用して、25項目のロコモ度テストを実施してはと考えますが、所見を伺います。

2つ目に、インストラクターの養成について伺います。県は、ロコモ予防体操として花の山形！しゃんしゃん体操を考案、その普及のためインストラクターの養成講座を行っています。町も人を派遣して養成し、普及に取り組んではと考えますが、所見を伺います。

3つ目に、ロコモに関連し、筋肉の量が減り、筋力が衰えた状態を指すサルコペニアの予防にもあわせて取り組んではと思いますが、所見を伺いまして壇上からの質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。13番、伊藤マツ子議員より健康で寿命を全うするためというテーマで2つの提案をいただいたというふうに思っておりますので、答弁をさせていただきます。

最初の健康遊具の設置についてでございますが、都市公園、河川公園につきましては平成になってから、

都市公園、23年度ですか、都市公園の満足度調査を実施し、それぞれの利用者層や利用動向、施設の状況、満足度等を調査し、その結果を踏まえて平成25年度には都市公園等再整備基本計画を3月に策定したところであります、平成25年3月に。そして、本計画にのっとり、昨年度は都市公園、遊佐中央公園を実施、本年度は都市公園、遊ぼつとを予定いたしておりますし、今後も町民の笑顔あふれるにぎわいのある公園を目指し、再整備を進めているところであります。本計画においても健康増進施設の充実をメニューの一つと掲げており、運動したくなる施設、歩きたくなる園路の整備などをその内容としております。例えば屋外レクリエーション施設としてのグラウンドゴルフ場の設置、維持管理を行ったり、月光川河川公園内の遊歩道にはウォーキングなどのための距離表示板を設置したところであります。健康遊具につきましては、散歩やウォーキングの途中やちょっとした時間を利用して体を伸ばしたり、筋力をつけたり体を動かすことにより、高齢者の健康維持や中高年の生活習慣予防につながるということで導入について検討しているところでありますが、設置につきましては公園の配置計画等についても課題があると思っております。

遊具にはそれぞれ安全領域を確保することが必要でありますし、利用者の動線交差を防ぐ必要がありますので、一定の安全距離を確保する必要があると思っております。また、健康遊具の場合、1基だけ単独で設置することは少なく、4基、5基以上、複数基をレイアウトすることが効果的であり、なおスペースが必要になっております。伊藤議員ご指摘のとおり、基本的に健康遊具は大人向けであり、全国で健康遊具の設置が進む一方で、歩行運動の遊具に足を挟んで骨折したとか懸垂器具で着地した際にバランスを崩し、腕を骨折したという子供の重傷事故も目立つと伺っております。そのため設置する場合は、子供向け遊具と大人向けの健康遊具と明確なエリア分けが必要になってくると思われれます。また、公園内には一定の広場も確保する必要がありますので、既存の都市公園内に設置する場合には、園内にそのスペースがあるかどうかということが課題だと思っております。

ところで、都市公園等満足度調査結果に見る町内の都市公園等の課題は、1つ目として子供もしくは孫を遊ばせる目的で公園を利用する方が圧倒的に多いことに着目をいたしますと、子供の遊び場としての遊具の充実という点と保護者が子供の様子を安心して見守ることのできる休憩施設、いわゆるベンチや日陰の設置が不足していることが本町の都市公園等の課題として上げられております。限られた都市公園敷地でありますので、ターゲットとする利用者層を明確にした上で、設置する遊具を選定し、遊具による利用者層の絞り込みや公園ごとに特色を持たせることを今後の整備の方向性と考えております。

また、健康遊具の設置につきましては、事故防止の観点から幼児、児童が遊ぶ公園から切り離し、運動施設や福祉施設への設置も効果的かなと思われれますので、利用者のご意見や他の施設との連携を図りながら、指導員配置の必要も含め健康遊具設置の判断をしてみたいと考えております。

健康遊具設置に係る補助についてであります。きらきら遊佐マイタウン事業の補助対象事業として、コミュニティー事業、広場、遊園地の整備、遊具等の設置が助成の対象となっておりますので、子供向けの遊具も含め、ぜひ積極的にご活用いただければと思っております。

次に、ロコモ予防について申し上げます。ロコモティブシンドロームは、運動器症候群と言われ、伊藤議員よりご提示いただいたとおり、平成19年、公益社団法人日本整形外科学会が提唱いたしましたもので、運動器の障害により移動能力に低下を来し、要支援、要介護の状況になる危険のある体の状態のことをいう

と伺っております。現在口コモは、予備群を含め全国で4,700万人と言われ、40歳以上の5人に4人が該当すると言われております。このような背景を踏まえ、国では第2次健康日本21の目標として、足腰に痛みのある高齢者の割合の減少を掲げ、発症、重症化する前の早期発見、早期対策を促すとともに、口コモの国民認知度の増加を掲げ、口コモをメタボや認知症に並ぶ重要課題の一つとして取り上げております。町では、元気な老後を目指して平成16年度より60歳以上の高齢者を対象とした高齢者体力アップ事業を実施いたしております。この事業は、転倒による骨折及び加齢に伴う運動機能の低下を防止するとともに、心身のリフレッシュをすることにより、生活の質の維持、向上及び健康寿命の延伸を図ることを目的としております。具体的な事業としては、はつらつ貯筋講座、ゆげ元気サポーター養成講座、集落運動教室、老人クラブ運動教室、そのほか11の自主サークルへの支援なども行っております。健康増進法に基づく事業においては、骨粗鬆検診受診者や食生活改善推進員、健康推進員を対象に、骨粗鬆症や転倒防止に関する正しい知識や生活上の留意点について健康運動指導士等により指導いただいております。さらに、健康ゆげ21計画vol.2に基づき、50代女性のためのウォーキング講座なども実施し、若い年代からの運動習慣の定着に努めており、介護予防事業では転倒予防教室を開催いたしております。

1つ目のご質問についてお答えいたします。現在町で実施している運動教室の中で、体力測定や健康状態などの簡易な聞き取りを行うことはありますが、各教室で口コモ度テストや口コモチェックは実施していないのが現状であります。今後は、さまざまな講座や健康教室などで参加者の状況に合わせて口コモ度テストや口コモチェックを行い、口コモの早期発見、早期対策に努めてまいります。

2つ目のインストラクターの養成についてお答えいたします。町では、先ほど申し上げましたとおり高齢者体力アップ事業に積極的に取り組んでまいりました。その中の一つにゆげ元気サポーター養成講座があります。ゆげ元気サポーターは、現在100名を超えており、はつらつ貯筋講座では受講生のサポートを、また各地区の健康大会や集落健康教室では運動指導を行っていただいております。さらに、健康運動指導士より考案いただいた遊佐町オリジナルの体操の普及も継続して行っております。口コモは、要介護状態になる大きな原因の一つとなることから、今後ますます口コモ予防、介護予防事業に力を入れていく必要があると考えております。町では、今年度地域づくりによる介護予防推進モデル事業の県の指定を受け、住民が主体となって運営できる通いの場の立ち上げ支援を行っていく予定であり、既存の事業の拡大や充実を図るためにもマンパワーの養成は非常に重要と考えております。山形県では、昨年度に引き続き60名の養成を目標に、ことしの9月から10月にかけて口コモ予防体操インストラクター養成講習会を実施する予定でありますので、ゆげ元気サポーターや遊佐町スポーツ推進委員等に働きかけを行い、インストラクターの養成に前向きに取り組んでいきたいと考えております。ご提示いただきました花笠音頭に合わせた花の山形!しゃんしゃん第2体操につきましては、以前のものに比べ普及しやすいように改善されているとはいえ、年代や性別、高齢者の状態によっては動作が難しいとの声も聞かされておりますので、これから検討してまいりたいと思います。口コモ予防には、花の山形!しゃんしゃん第2体操のほかにも多くの口コモ運動がありますので、対象者に合わせた運動の普及に力を入れてまいりたいと考えております。

3つ目のご質問、サルコペニアについてお答えいたします。サルコペニアとは、加齢性筋肉減弱症と呼ばれ、加齢とともに筋肉量や機能が低下する現象のことをいうと伺っております。加齢による老化や運動不足、さらには偏った食生活で筋肉を使わない状態が続くと、筋肉が細く衰え、後期高齢者の生活機能を

低下させることにつながります。このサルコペニアの予防には、筋力トレーニングを行うことと良質なたんぱく質をしっかりとることが重要とされています。私たちの体の中で最も大きな筋肉である大腿四頭筋をしっかりと鍛えることは、先ほど申しあげました口コモ予防にもつながります。また、良質なたんぱく質は筋肉の成長と修復に欠かせないアミノ酸を多く含んでいるため、高齢者でもしっかりとることが重要と考えております。今後さらに高齢化が進行していく中で、高齢者から元気に過ごしていただくことは大変重要なことと考えております。口コモやサルコペニアも予防策は共通しておりますので、伊藤議員よりご提案いただいたとおり、双方あわせて取り組んでいくよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今いろいろご答弁をいただきまして、大変全体的に見ると前向きな答弁であったのではないかなというふうにして思っただけ伺いました。私がこの質問を取り上げたのは、私が病気で大変だからというふうなことではなくて、いわゆる介護保険制度、医療保険制度の見直しが今待っております。それで、かなり介護保険制度から外される人が出てくる可能性がある。それから、その一方で高齢者の数がどんどんと進んでいく。そういう状況を見たときに介護保険制度も相当大変になると、医療保険制度も相当大変になるのではないかと。そして、個人、家庭から言わせれば、介護者がふえていくことによって家族の負担がふえていく、入られる施設がないとなると、やはり個人もいわゆる病気になった、寝たきり等になった人その者がやっぱり一番人生の最後のところで大変な苦難の道を進んでいかなければならないのではないかなというふうな思いがありましたので、あえてこの質問をさせていただきました。

そこで、これからの季節、新聞報道でも最近また熱中症で亡くなった方などがおられるようですけれども、熱中症への心配がありますよね。熱中症になりやすいのは加齢により、加齢ではない若い子供たちにも場合によってはあるわけですが、特に加齢により体内の水分量が減っていることがやっぱり熱中症にかかりやすいという話が専門家の話の中でありました。成人の男性の水分量は、全体の70%から80%なのに対して、高齢者は50%から60%になっている。これらは、筋肉の量と関係しているというふうにして言われておりますが、体の中の水分が3%放出されただけで、もう血液がどろどろになるというふうにして言われておりますので、これらの筋肉量の量と関係しているというのがいわゆる水分量でありますけれども、筋肉には多くの水分が蓄えられ、その筋肉量が高齢者になると落ちると、今お話を申し上げましたように。高温にさらされ、さらに脱水が進むと。運動のやり過ぎは、かえってよくないということも言われておりますが、ほどほどにということが大事なのだというふうにして思いますが、熱中症には強い体力づくりが大事だと言われます。歩くことと筋肉のトレーニングなどで適度な負荷をかけて筋肉を鍛えることが大事だということ。このようなときにこういう機器を使って、指導員はできればその場所にも指導員をできることなら配置をしていただければ、大変よろしいのではないかなと思いますけれども、このことについても先ほど町長からお話がありました山形県の花の山形！しゃんしゃん体操でしたっけ、あれは確かに私も実は庄内支庁からいただいたのですけれども、ちょっと難しいかなというふうな感じはいたしますが、そういうものを推進をしてきている。そのためにこれを幅広く県内に広げていくには養成講座が必要だというふうなお話で、今町長のお話の中では養成講座はやっぱりある一定の指導員をつけて広めていきたいというふうなお話がありましたので、そのことは理解をいたしますが、それだけではなく

て、もしも設置が可能とするならば、危険性がないような、いわゆる健康器具の関係ですが、先ほど福祉施設等への配置はどうかというふうな話もありましたが、人の集まれる場所、簡単に集まれる場所、グラウンドゴルフをやっている人もたくさんおりますけれども、グラウンドゴルフに行かない人もたくさんおりますので、だからそういういろんな選択の道を進めていただきたいなというふうにして思います。

今いろいろなグループの関係だとかはつつつ貯筋だとかそういう形でかかわっている人などもおりますが、いわゆるそういうグループに入ると一定のお金がかかりますよね、会費制になっている可能性が強いわけですので。でも、それはお金を出せる人はいいのですけれども、年間そう大した金額ではないだろうというふうにしては私たちは思うのですが。ただ、5万円、6万円のいわゆる年金から介護保険料や場合によっては後期高齢者医療費などの負担を出すと、本当に年金減らされておりますし、その中で40万円台の人が、いわゆる手元に入るお金が年間40万円台ぐらしかない人がたくさんいるのです。そういう人たちから病院にかかっていけば窓口負担、介護保険を使えば1割負担というふうな形で大変な状況になっているということを私は現場の中からやっぱり聞かされておりますし、その状況の年金、いわゆる国の年金機構でしたっけ、そこから来るような書類を見せていただいても、本当にわずかな金額で生活をして、よくこれだけで、場合によっては老健施設に入っていると。老健施設は高いですので、そういうところに入らざるを得ない状況もあります。そういう中でたとえ1,000円、2,000円の会費であっても、とてもではないけれども、そちらのほうに回す金はないというケースも結構おられるのです。これからは、そういうケースがますますふえていこうというふうにして思いますので、さまざまな施設等に福祉施設等内に設置していただけるのも大変ありがたいのですけれども、今体育館の下にもありますが、しかしできればお金を支払うことのない、いつでもお金の要らない、会費の要らない、いつでも使いたいときに利用できる、そういうものをできれば設置をしていただきたいなというふうにして私は思いますので、そのことについてまず2つ目ですが、お尋ねをしたいというふうにして思います。

そして、健康器具でありますけれども、今私もお話ししましたし、町長のほうからもお話が出ましたので、あわせて私も申し上げたいと思いますが、私も調べた中で本当にいろんなものがあります。やはり危険ではないのではないかというふうなものも結構ありますので、そういったものを最初に、値段もいろいろあろうかというふうにしては思うのですけれども、最初にそういったものを購入していただいて、まず様子を見てから進めていくと。1つ、2つ購入してみて、購入する段階でこれは子供たちにも安全だとあるいは大人の人にとっても安全であろうなというふうにして思われるものが、私の見た範疇の中での書類の中でのものでありますので、もしかしたらそれは思い違いということもあろうかもしれませんけれども、そういう器械をきちんと機器をやっぱり確認をしていただいて、いかにこのものが、事故というのはとてつもないところで起こるということもあり得るわけですが、でもより安全なものをやっぱり設置していくことを検討していただきたいなというふうにして思いますので、どれが安全なのかと、どういったものが安全なのかというふうな調査をしていただきたいなと思います。懸垂のための器具だとか腰のストレッチ運動だとか、それから座った姿勢で安全に前屈ストレッチ運動だとか、楽な姿勢で腕立てが出来ますだとか、下半身の関節を動かす器具だとか、これ以上もっといろいろあるわけですので、そういうことを少し調査をしていただければなというふうにして思いますので、このことを2点目に伺いたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたし、当局のほうからもお話もありましたが、メタボリックシンドロ

ーム、認知症と並んで口コモは健康寿命の短縮、寝たきり、要介護状態の3大要因の一つと言われている。それだけ重要なことであれば、社会的な認知度の向上が、いわゆる執行部の皆さん、職員の皆さん、それから住民の皆さんとそういう口コモティブシンドロームがいかに大変なものであるかということをごひ住民全体で認識をしていくと。そのことによって住民の生活向上につながっていく可能性があるのではないかと私は思います。私は、今体調悪いので、別に自分を自慢するわけではないのですけれども、それでもできる範囲の中でいわゆるながら運動をしているのです。それは、相当な数カ月間の間に激痩せと筋力が物すごく低下しておりますので、例えば台所の、忙しい人は大変だろうと思いますけれども、子育て世代にはなかなか無理なことがあろうかと思いますが、例えば台所仕事をしながら片足立ちをするだとか、洗濯物を干しながら爪先立ちで伸ばしたり下げたりするだとか、手を挙げるような作業をなるべくするだとか、そういうながら運動も私は生活の中で、なかなか出られない、そういうところに行く余裕がないだとか行きたくないだとかという場合には、そういった生活の中での、特に主婦にはいろんな家事がありますので、そういう中でいかにしてながら運動をつくっていくかと。片足を後ろにこう、今私こうって見えませんが、片足を後ろに持っていただくとか、そういう運動をながら運動の中でやっていくと。そういうこともやっぱり進めていく必要があるのではないかなというふうにして思いますので、そのこともあわせて認知症にならないためのあるいは寝たきりにならないためにもそういう向上対策が必要だろうというふうにして思います。

今口コモ度テスト、口コモ度チェックについては、進めていきたいというふうなお話がありましたので、とりあえずこの点について質問をさせていただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 大変いっぱい質問をいただき、2問目の中で質問をいただきまして、何からということで、まず最初からということになりますけれども、その前に町長答弁の中で口コモの人数という4,700万人というようなことがございました。この人数、これだけではちょっとぴんとこないのかもわかりませんが、推計人数というのが全国的なものでございますけれども、出ておりました。1つは、高血圧という部分では4,000万人、それから糖尿病ということでございますと2,050万人、それからメタボ、最近メタボ健診でメタボが入りましたけれども、これが1,400万人という数字がございました。この数字を見ても口コモの推計人口というのは4,700万人というのは大変多いということが推計されます。また、これからどんどんこういう方々が、私も含めてですけれども、多くなっていくのではないかとというようなことを感じておるところでございます。

それから、健康遊具のことでございますけれども、健康遊具につきましては全国的には国の補助を受けながらいろんな都市の部分で設置しているようでございます。あるいは一つの健康遊具広場というのですか、そういう形で大々的に設置しているところもあるようでございます。補助金絡みでございまして、例えば今現在町では、地域支え合い事業で各集落の公民館をリフォームという形でお手伝いをさせてもらっているところでございます。こういう助成の仕方地域介護、福祉空間整備推進交付金というような国でございまして、こういうのも助成金を利用しながら各全国では設置しているようなところがあるようでございます。ただ、最初の質問にございました福祉施設への設置ということはなかなか見当たりませんが、ほとんど都市公園、公園のほうの設置が多いようでございます。福祉施設の設置というのは、いわゆる場

所もとりますし、物理的に建物的にも大変難しいということで、最寄りの公園の部分に設置しているのではないかというようなことでございまして、本町の福祉施設のほうに情報提供はさせていただく予定ではございますけれども、設置までにはなかなかいかないのではないかなというふうに思うところでございます。

それから、こういう設置について、いつでも無料で使用できるような状況をつくってもらえないかというようなことでございますけれども、先ほどから例えばはつらつ貯筋講座等々を受講した方が卒業した方がそれぞれというよりも、今まで10年になりますけれども、それぞれの講座を終わられた方がそれぞれグループをつくりまして、今現在それぞれ自分たちで活動していただいているところでございます。これにつきましては、会費ということはもちろん、やっぱり自分たちの活動の中での範囲でのことでございますので、会費という形はとらせてもらっているようでもございますけれども、金額的にはそれほど高くない、自分たちでできる範囲での会費というようなことで活動しているというふうに私は理解しております。先日たしか広報なんかで若い方を集めるのが、年齢制限ちょっとわかりませんが、ゆずという何かグループがいわゆる会費制ですか、そういうのを取り入れた形で開設したものをちょっと見たのですけれども、若いうちからですとそういうやはりある程度ちゃんとした指導者がおりまして、運動をしていくというようなグループに入られるのもよいのではないかなというふうに思っております。

あと、それから健康遊具、一度購入してみたいということのようでもございました。確かに私もいろいろと今の中央公園設置するときに地域生活の担当の方に背を伸ばすようなベンチがあるよとか、そういう話をさせていただきました。そういう背を伸ばすようなベンチであれば、そんなに危険性はないのかなとは思いますが私もお話ししたわけでございますけれども、そういうところで必ずしもけがにつながるような健康遊具ばかりではないというのは私も理解しております。今後そういうふうなちょっと研究させてもらいながら、少しうまくいけば配列等を考えながらできるようになればというふうには私的には思っております。したがって、すぐ購入、結構ベンチについても金額が高くなりますので、今々すぐということではなくて、やはり先ほど一応答弁ありましたように計画的な公園づくりの中で設置をしていければなというふうに私は思いますので、担当課のほうにもその旨話していきたいなと思っております。

それから、いわゆる口コトレの普及ということでございました。それにつきましては、口コモが始まった中の口コチェックというのがございます。それから、口コテストでございまして、それからもう一つが口コトレというのがございます。議員おっしゃったのは、口コトレの簡単な片足づきとかそういうのが、椅子を使ったやつとかというのは、こちらのほうとしてちゃんとしたやり方を指導していかないと、一人で家庭でやっていて、そこで転んでけがをしたとなると、また大変なことになるかなということが危惧されましたので、町としても健診の結果説明会があるわけでございますけれども、そのときにアンケートをとりながら口コチェック、口コトレの部分についても情報提供あるいはちょっとした指導をしていきたいなというふうには思っております。

いずれにしても、健康遊具云々は中央公園とかというふうに私も言いましたけれども、隣に今回子どもセンターができたことによって公園がすごくにぎやかになり、あの一带がすごくいい状況にあるわけです。そして、いろいろ保護者というのですか、幼児の保護者はおじいちゃん、おばあちゃんになるわけですが、この方々の利用も大変多くなっております。そんな中で酒田方面、ほかの地域からも多数、かなり多く利用していただいて、条件的にいい場所だったのかなと思っておりますので、そのときにお孫さん

なんかと一緒に公園で例えばベンチに座りながら様子を見るとかというのも、健康遊具を使いながらの公園の利用もあるのかなとは思いますが、今後もう少し設置については考えさせてもらえればと思います。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 安全性も考えていろいろな対応が必要だというふうなお話がありましたので、それはそのとおりであろうなというふうにして私も認識をしております。そういう中で一応質問をさせていただいておりますので、安全は何より大切です。健康管理をするために健康遊具を使って逆に股関節をけがをしたとか折ってしまったとかということになると、逆にそのことが原因で寝たきりになってしまいかねない、不幸な状態も起きかねないですので、そうならないような健康器具の設置の仕方が必要であろうというふうにして思いますので、これは今後絶対必要なものでないかなというふうにして私は考えております。

先ほどサルコペニアの話もしましたが、サルコペニアの簡単な簡易テストがあると。それは、ふくらはぎの最も太い部分を親指と人さし指でこのように輪をつくって挟んだときに、ここに大きなすき間が出る人はサルコペニアの可能性が高いと。私もそれをやってみたら、完全に私サルコペニアになりそうだなというふうにして思ってみたのですけれども。サルコペニアの人は、そうでない人に比べて数年後には日常生活の動作に男性で約45倍、女性で10倍高いと、いわゆる日常生活に悪影響が出る可能性が高いというふうにして専門家からも言われておりますので、これは数年後にそういうふうな状況になっていくということは、後々寝たきりに近い状態になるであろうなというふうにして推測をされますので、できれば人生の終末期の最後の最後まで自分で日常動作を一定できることが何よりの幸せなのではないかというふうにして、これほどの喜び、幸せはないのであろうなというふうにして私は思いますので、筋肉をつくるには運動だけではなくて、いわゆる食事のあり方というふうなお話もされておりましたが、それらも含めてサルコペニアの予防には体力づくりが絶対に必要なのだというふうなことも含めて、できれば、それはいろいろな場所でいろいろな話をしていくのは大事、それはそれで大事なのですけれども、一部の町民だけではない、メタボリックと、それから口コモとサルコペニアを一体化したものをこれだけの病気の状況にかかわっていくのだと、将来的に日常生活が困難になっていくのだというふうなことについては、町民全体にこれは広報が一番いいのかなというふうにして思いますけれども、そういうことを知らせていくと。そして、住民の体力アップの意識を持たせていくと。きょうは何もすることないからごろ寝かというふうなことは、これはやっぱりよくないのだと思うのです。働き過ぎにはだめだと思うのですが、体調が悪くても体を動かすような意識を持たなければならないだろうなと。私は、病気をしてすごくそのことを感じておりますので、自分の体験からいうのもあれなのですけれども、これは体調が悪い、きょうは寝ていようなんていうと、その次の日にはもう足腰が完全に弱っていますので。だから、高齢になればなるほど一日寝っ放しになると、次の日には筋肉はもっと落ちるのだと。そういうふうなことがありますので、やっぱり男性でも女性でもきょうは何もすることがないのだというのではなくて、例えば草むしりをするだとかあるいは何か自分で窓が汚いなと思えば窓掃除をするだとか、そういう日常生活、布団の上げおろしなんか大変いいと言われておりますので、今ベッド生活が多いかもしれませんけれども、できるだけ簡単な方

向に、日常生活の中で流されるとやっぱり簡単な方向へ行ってしまうのです。でも、それではだめだと。やっぱり簡単な方向ではない、少し体を動かすのは大変だけれども、体を動かすことによって汗が流れる、血の循環がよくなるということをやっぱり認識をして、忙しい人、事務職をしている人はうちへ持って事務職しなければいけないということもあるだろうし、私もこういう仕事をしている限りは、一日中こたつの上で仕事をしているということがありますけれども、でもその中でもわずかな時間でも作業に取り組むと。私は、そのことが結果として、いわゆる変化につながりますので、頭の回転も変化につながっていきますので、そのことがかえって体調がよくなって、また新たに引き続き事務仕事をしていくと、そういうふうな、これは役場の職員にも当たるのだと思うのです。もう朝から晩までびっちり、それこそ場合によっては現場へ行くということもあろうと思いますが。でも、朝から晩までびっちりコンピューターに向かっているのはだめなのだと。やっぱり体を動かして、そしてリフレッシュをすると。リフレッシュをすることによって新たな仕事の能力、新たな再発見ができるというふうな、これは仕事もそうですし、日常生活もそうなのだと思うのです。ぜひそういう意味からも3大要因の一つのもの、あわせてサルコペニアについて広報等でお知らせをしていくというふうなことは、私はとても大事な要素であろうなというふうにして思いますので、それからながら運動も含めて、そういうことが自分の生活を変えるのだというふうなことを進めていただきたいなというふうにして思います。

それからもう一つ、先ほどきらきらマイタウン事業のお話がありましたが、そういったものを使って補助金を出すこともできるのだというふうなお話がありました。それはそれで大変結構なのだろうとは私は思いますけれども、多分こういう器械は、私ちょっと金額までは調査しておりませんが、一定の結構な金額がするのだと思うのです。そうすると、きらきらマイタウン事業の補助ではかなり難しいのかなというふうにして想定をされますので、きらきらマイタウン事業でできるものは、それはそれで援助をしていただきたいと思いますが、そうでない極力安全なもので高いものがあって、こういったものがあればというふうな声が、これは住民にこういうものがありますよというふうな提供がないと、住民としてはなかなかどれがいいのかわからないのだというふうにして思いますが、やはり別途に補助金が出せるのだとするならば、そういうきらきらマイタウン事業あるいは別途の補助金対応で進めていかなければいけないと、これは進まないのではないかなというふうにして思いますが、できるだけ健康維持で進めていけるような政策がこれからはいろいろと必要であろうと思いが、きのうの議論の中でいわゆる町が崩壊をしかねないというふうなお話がありました。でも、場所によっては、昔はこんなことをこの議場で話をしていいかわからないのですけれども、ある国会の大臣が高齢者は早く死んでもらったほうがいいというふうな話をしたことがありました。でも、今は逆に高齢者でもほかの町へ移っていかなくてくれと。高齢者も移っていくと、それこそ町がますます衰退していくのだと。銀行だとか郵便局だとか、さまざまなお店だとか、そういったものが高齢者もいなくなることによって衰退をしていくというふうなこともありますので、高齢者も大事だし、子供たちがあるいは若者がこの遊佐町を訪れていただいて、この町に住みたいというふうにして多くの人が住んでもらうことは、これは町にとっても大事な政策ではあるのですが、でも高齢者も含めて両方大事なのだと、必要なのだというふうな形をとっていかないと、いわゆる人口減少はどんどんと進んでいく可能性がありますので、ぜひそういうことも考慮をしていただきながら、対策を練っていただきたいということを要望して、3度目ですので、町長あるいは課長でもよろしい

ですけれども、答弁をいただきながら私の質問を終了させていただきます。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） まさに伊藤議員おっしゃったように若い人もそうですけれども、戦後の日本を本当に繁栄に築き上げた中心になった年配の皆さんからもしっかり幸せに暮らしてもらいたいというのは、それ当然のことだと思っております。そして、高齢者の中でも健康に自信ある方、これはみずからでいろんな形、活動なさっている方もいっぱいいらっしゃいますけれども、健康でなくて、医療とか介護にお世話になる方については、施設とか在宅とかいろんなサービスのメニューはかなり整ってきたと思っておりますけれども、きのう医療、介護の法律が改正になったという情報もありますので、町としてはしっかりと職員を派遣してまず勉強して、そしてそれに備えたいなと思っております。制度が変わるということ自体にやっぱりしっかり職員が勉強して熟知をしておかないと、私が覚えるよりもそっちのほうが確かなのだらうなという思いもありますので、そのような研修もさせてもらいたいなと思っております。

それから、あと健康に不安なのだけれども、みずから受ける方について、みずから維持しようとする方にはいろんなサポートの制度、また受ける意思がない方については掘り起こすということも非常に大切なことだと思っております。若者政策でなくて、やっぱりこれまでの先輩に対するいろんな制度自体の、そんな我が町ではおくとっては私は思っておりません。インフルエンザ等の制度もよそに先駆けたりして整えてきたつもりです。

きのう実は、ナイター野球の開会式がありましたときに、ジュニアOBの皆さんが参加していました。6チームしかなかったのです。1チームがかつての名選手のチームでありますけれども、本当に中には70超えても大会に参加という形で頑張っている方。けがをしない程度まで頑張ってくださいというのが審判長の激励の言葉でしたけれども、70過ぎても野球で楽しめる、そんなすばらしい人材がやっぱり我が町にはいるのだということを改めて喜ばしく思ってきたところです。

実は、先日樹木希林さんという役者さんがいろいろコラムを書いていますけれども、「きょうように感謝したい」。きょう、今日用事があることは、やっぱりすばらしいことなのだというふうな思いをコラムに載せております。がんで体を使い切って人生全うしたいというインタビュー受けたりした方ですけれども、やっぱり用事があるということは、それ生きがいがある、生きがいを持つということにつながりますし、いろんな気分転換とか発想の転換にも出会うということがあるのだそうで、やっぱりきょう用事があるという先輩の皆さんであってほしいなと思っております。何もなくて、何もなくてと、日本人、どうも田舎の人は、この地方の人も何も無いのだと。遊佐町についても何かいいところありませんかと言うと、何も無いのだというのでなくて、いや、すばらしいところいっぱいあるのですよという、前向きなアグレッシブな発想でいただければありがたいと思います。それらの講座等の支援等、また伊藤議員おっしゃってました良質なやっぱりたんぱく質の食生活です、それらも含めて町として発信していきたい。いろんな組織ありますので、それらとともに発信していきたいと思っております。

議長（高橋冠治君） これにて13番、伊藤マツ子議員の一般質問は終わります。

5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、日沿道整備に係るこれからの町の計画についてお伺いいたします。日沿道、酒田みなと以

北の整備建設も進み、県境区間においても具体的に進んでいることは、今後の地域振興においても大きな期待が持てます。また、先日行われた国土交通省と東北6県、その市町村でつくる東北道の駅連絡会が初めて開催した道の駅の好事例発表会で、遊佐町の道の駅、鳥海ふらつとが最優秀賞に輝いたことは、関係者のこれまでの努力が高く評価され、今後の観光拠点としての大きな期待が持てるものです。この受賞をきっかけに、これまで日沿道の延伸に伴う観光拠点の整備構想として検討してきたパーキングエリアタウン構想も実現に向けての提案もされ、今後の展開に大いに期待するものです。さらに、延伸に伴う観光だけではなく、産業の振興にもあわせて期待できるものであり、新たな市場開拓による効果も期待できるのではないのでしょうか。そこで、パーキングエリアタウン構想を検討してきた遊佐町の日沿道整備に係るこれからの計画について町の考えを伺います。

次に、自然エネルギーによる町税の有効活用についてお聞きいたします。これまで再生可能エネルギーの活用について、町内では風力発電設備が稼働を始め、さらに大規模太陽光発電施設が工業団地に建設されることとなり、また幾つかの企業が町内に再生可能エネルギー施設の建設についての打診があると聞いております。このような風力や太陽光などの自然エネルギーを利用した発電は、二酸化炭素の排出を抑制し、環境への負荷を少なくするなど、環境に優しいエネルギーとしてこれからも産業の一端を担うことでしょうし、遊佐町にとってもこのような設備投資は大いに期待できるものでしょう。しかしながら、投資の期待は大きいものの、人口減少に悩む遊佐町としては、ここに大きな雇用が生まれないことはもどかしいものではないのでしょうか。そこで、この風力や太陽光などの自然エネルギーを利用した再生可能エネルギー施設からの税収を町民に還元できるよう、有効に活用できるような基金の創設を考えるべきと思い、町の考えを伺い、壇上よりの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、5番、赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

日沿道整備に係るこれからの我が町の計画はということでございますけれども、日沿道、酒田みなとー遊佐間に平成26年度は23億円の事業費がつきましたし、そして遊佐から県境区間までが2億5,000万円の事業費が計上されております。これらがまずは事業について地元、酒田、飽海の事業者に発注されていることを見ますときに、いや、地域にとっては大変うれしい事業が始まったなと、地域に豊かさをもたらすものであってほしいなと願うものであります。

先日県議と語る会の前の段階で、事業、六ツ新田の日向台見せていただきましたけれども、かなりの砂の掘削ですが、行われていましたけれども、地域にとってこんなにもどんどん進んだのだなという思いを非常に驚いたところでありました。そして、ありがたかったのは、既に新聞等でも報道されておりますけれども、先月の23日、仙台で開催されました東北道の駅好事例発表会に遊佐町が参加をさせていただきました。そして、道の駅鳥海ふらつとが最優秀、東北大賞をいただいたということを大変ありがたく思います。これは、ひとえに現場で働く職員の皆さん、そして後押しをしてくださった関係各位や地元産品をしっかりと自信を持って発信していただいた地域の皆さんや浜店の皆さん等のおかげでありますと、この場をおかりしまして御礼を申し上げるところであります。

これまで道の駅が果たしてきた役割は、申すまでもなく休憩施設であり、また鳥海山観光の交流人口の拡大に向けた情報発信の機能も備えながら、地域連携機能である特産品の直売施設でもありました。しか

し、これだけでは全国の多くの道の駅と何ら変わるものではなく、これからもやっぱりそれぞれの特色を生かしながら、そして工夫をしつつも、まだまだ進化できる可能性を秘めているものと私は思っているものであります。今現在も着々と工事が進められております日沿道の新潟、秋田のルートにおきましても利用者から見れば何か魅力を感じられる施設、いわゆる高速道路の本来の機能で足りていないものがあるように感じられるところであります。この足りていない不足感を道の駅とのマッチングで発展できないものかというもので、それがパーキングエリアタウン構想のスタートでありました。町民の皆様からも今後この構想に広くご理解をいただくべく勉強会等の事業を進めてまいりたいと思っております。これからの道の駅は、単なる休憩施設ではなく、防災機能やエネルギーステーションといったこれまでにない機能をより多く取り入れ、まさに国が目指している道の駅第2ステージへ進みつつあると感じております。ただ単に通過するだけの町、いわゆるストローク現象により経済の衰退、若者の流出といった負のスパイラルに埋もれてしまつては何のための高速道路なのか、私たちが切望してきた高速道路が逆に私たちを苦しめるものであってはならないと考えるものであります。人口減少が深刻化する昨今においては、確かに生き残りという施策も重要な要素の一つでありましよう。ただ、私が申し上げたいのは、我が町がよくなればそれでいいのだとか、生き残り競争の勝ち組にならんことを目標としているのではなくて、この庄内の中で小さな拠点ではあります、しかし重要な地域に貢献できる必要不可欠な拠点を目指していきたいと考えるものであります。とはいいまして、この構想が町単独ではとても実現することはできません。国や県からの支援も当然必要でありましようし、近隣市町からも応援していただくなくてはならないものと考えております。先日の発表会でも申し上げましたが、とにかくスタート、高速道路整備網では本当に出おくれた我が町ではありましたが、周回おくれのトップランナーとして目指して先陣を切ってまいりたいと考えますので、議員の皆様からもご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きましての質問でありました。自然エネルギーの町税の有効活用についてというお話でありました。最初に、風力発電を我が町で導入しようとしたときに、よく導入しつ放しではないかということも当初は言われておりましたけれども、私はそのときから再生可能エネルギーというものは地球に優しい、地球に負荷をかけない、CO₂の排出を抑制して、それがエネルギー、電気としていただけるものであれば、我が町から地球に優しいエネルギーの導入の先鞭をつければいいのではないかという思いもかなりしたわけですけれども、結果として大規模な自然エネルギー事業がもたらす町税としての固定資産税のうちの償却資産が占める割合が大きくなりまして、課税初年度においてはかなりの大きな税収となっております。本町における固定資産税の認定額は、平成5年度以降平成20年度までの16年間は6億円を維持できておりましたが、平成21年度から土地の評価額の下落や家屋の建築の減少などにより5億円台となり、将来的な税収の見通しに対しては、危惧をいたしていたところでありました。このような中、平成24年度における風力発電設備の稼働開始とともに6億円台を回復することができました。しかし、この償却資産は定率で毎年減価するため、税額も年を追って減ることとなり、税収に大きな影響を及ぼすという面もあわせ持っております。普通税の性格を持つ固定資産税は、入湯税や都市計画税などの特定のものに使われる目的税と違い、あくまでも一般財源化される仕組みでありますし、交付税上の扱いとしては基準財政収入額として、いわゆる収入として算入されますので、税収としてふえた部分のうち一定額については逆に交付税の交付額から減額される仕組みになっております。町に残る分は25%、4分の1は減らされないのですけれども、

そんな状況であります。

さて、税における扱いや交付税上の取り扱いを踏まえながら、自然エネルギーによる町税収入を有効に使うための基金による還元ということについて申し上げますと、一般的に基金は地方公共団体が条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するため設けられる資金または財産であるとされております。県内における自然エネルギーに関する基金の創設状況を見てみますと、山形県では環境省からの交付金を財源として、平成23年度に山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例を制定し、太陽光、その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギーの導入を促進するための事業や県が設置した発電設備等の維持管理及び更新に係る事業を実施するとしております。本町においてもこの県の基金事業を活用して、八ツ面川沿いの街灯、防災センターの太陽光発電を整備してまいりましたし、今後もふらっとや各まちづくりセンターへの整備を計画しているところであります。また、庄内町では風力発電事業特別会計で定める額を財源として風力発電基金を創設し、風力発電施設の管理運営等に充てております。県や庄内町のケースは、いずれも基金に積み立てるための特定財源があるということになりますが、本町の場合、現状ではさきにお話し申し上げたとおり、固定資産税が一般財源化されることから、特定の財源としての扱いとはならない中で対応しなければならないということになっております。

また、町民への還元という視点から考えれば、遊佐町エネルギー基本計画の町民参加型再生可能エネルギー事業プロジェクトでは、町民や事業者が主体的にかかわり、連携して町民出資等による事業展開を検討していくこととしており、この取り組みが地域経済の活性化を進め、経済的な恩恵が地域にもたらされ、将来にわたりエネルギー施設の運営などに還元されていくことを目指しているところであります。いずれにしても、税収の伸びや将来推計やその性格、基金を設置するとすれば、その目的や遊佐町エネルギー基本計画との関連など十分に見きわめる課題があると考えております。

以上のことを踏まえ、当面各種助成事業に係る経費については、一般会計歳入歳出予算でしっかり対応してまいらなければと考えますし、また財源の増を図りながら、貴重な町の財源の有効な活用を定住促進のため、それらに投資できるような町であり続けたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） それでは、私のほうから再質問という形でさせていただきます。

まず、日沿道のほうでございます。先ほど町長の答弁の中でも非常に不安要素の部分、お話しさせていただきました。例えば通過されるだけの町であってはいけないという、経済の衰退もそうです。町長が先日プレゼンテーションで使ったパワーポイントの資料を参考にさせてもらって今話しさせてもらっているのですけれども。その中で先ほどストローク現象だったり若者の流出というものがありませんでした。これは、やっぱり一番危惧される場所ではありますけれども、まず一つの考え方として日沿道が、これができる、高速道路ができるから若者が出ていくという発想というのは、非常にもう今のこの時代としてはそんなにその部分を強調する必要はないのかなというふうに私思っています。というのは、これまでの人口統計だったりいろんな見ていくと、大体遊佐の場合ですけれども、高校を卒業してから二、三年のうちにどんどん、どんどん流出していくというのは、これはもう資料を見ればわかるような状況になっています。ということ

は、移動できる能力のある人、移動する意思のある人は、どんどん、どんどん高速道路があろうとなかろうと行ってしまふのです。だから、この辺のストローク現象みたいなところというのは、そんなにどうこうする必要はないのかなというふうに思っています。ただ、若者の流出というところでは産業がない、仕事がないとかそういう部分でどんどん、どんどん流出していくことがありますので、この日沿道ができることによってここに新たな産業を興せるまたは既存の産業、既存の企業さんがさらに事業を伸ばしていけるような方策というものを今のうちに考えておかないと、道路できてからさあつとやったって、それはもう遅い話です。この辺どのようにちょっと捉えているのか。私は、高速道路ができる前に町では何をやらなければならないとか、この辺大ざっぱで結構ですけども、どのように考えているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 通り過ぎられる町というのでしょうか、今自体が総合交流促進施設株式会社が指定管理しているふらつとでありますけれども、年間およそ5億円という売り上げというふうに理解をしていただければいいと思っています。浜店であのおばあちゃんたちで1億円売るので。そして、産直で2億円、そして直売で2億円、このような、遊楽里合わせればプラス3億円、8億円超の売り上げなのですけれども。ところが、高速道路ができたときにあの施設が今のままで何も手を加えないということになれば、まさに西目の道の駅というのですか、7号線はそのままですけれども、よそから観光とかいろんな鳥海山を目がけて来る人たちに対して、これまで我が町は生産は確かに農産物等上手でした。だけれども、生産は上手だけれども、サービスするとか苦手なほうですし、それから情報発信も下手と言われていました。それらやっぱり十数年かけて産直の皆さんとか浜店の皆さん、ふらつとの皆さん、地域挙げてあそこをやっぱり築き上げてきたのだと思っています。あれが今の遊佐鳥海インターから秋田県境真つすぐ行かれた場合に、あそこにも恐らく車は3割5分今の場所に来ないのかなと思ったときに、いや、売り上げってやっぱり関連会社とか地域の雇用とか考えたときに、あれ失ったらどうするのだろうか、そういう不安のほうやっぱり強いということでした。やっぱりそれを何とか高速道路を活用して地域の発信とか経済の活性化につなげたい。私先ほど申しました、全部遊佐のものを売ってクリアできるわけない。それは、酒田のものも必要でしょうし、庄内町のものも必要でしょうし、広域でやっぱり発信していくということを考えないと、酒田市ならやっぱり山居倉庫、美術館とかいろんなところにぜひおいでくださいよというやり方はできると思います、鶴岡市さん。だけれども、我が町で鳥海山登る人はただ鳥海山登るでしょうし、果たして今までふらつとに寄ってきた人がどれだけ高速道路できたときこの町にとまってもらえるのだろうかということを考えたとき、やっぱり今から設計図ができる前から準備をして計画までのせて、もう国交省と県と話し合いしてオーケーもらいたいと、そのような思いであります。

特にプレゼンでもお話ししたのですけれども、新潟県の黒埼から青森県まで油詰められないのです、どこでも。特に防災拠点というのは、やっぱり軽油なのだそうです。軽油はブルとかバックホーとか、大型のトラックとかになれば、それ発電機になればやっぱり軽油なのだそうです。軽油が詰められないところで防災拠点なんていっても、それは絵に描いた餅だとある方に言われました。近代的な電気自動車の充電もそれはそうなのでしょうけれども。そんな中でにかほ市さんは、今のところに誘導するという施策を検討している模様でありますけれども、我が町ではふらつとの部分は移転していいのではないかと。そして、

それを先日那須議員からも一般質問ありました、投資しないで何もしないで地域の活性化に資することを考えると、それはなかなか難しいと思います。やっぱりある程度の投資をして初めてそれはリスク、恩恵、恵みをもたらえるものだと思っておりますので、それらの投資は先に見通しがある投資であれば、決して地域にとって豊かさをもたらす投資であれば、それは許されるのではないかという思いでパーキングエリアタウン構想などを考えているということです。

残余の答弁は、企画課長からいただきます。

議 長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

ほとんど町長のお話に尽きるかと思うのですが、要は人の流れ、車の流れを遊佐に引き込むということになろうかと思えます。人口減少に拍車をかける可能性が見てとれるというのは、もう全国の事例からも言えることでありまして、必ずしも高速道路ネットワーク化、開通をすることが完全にイコールストローク現象という捉えはしておりませんが、車の流れ、人の流れをここ遊佐町に引き込むということになろう、そんな狙いがあるわけでございます。言葉をかえてキーワード的なお話をさせていただければ、3つあるかなと思っております。1つは広域、これは先ほど来町長が述べておられましたが、エリア全体の活性化に資するのだと。そのための遊佐町での小さいか大きい、その拠点になっていくのだと。それから、もう一つが何といても鳥海山。このパーキングエリアタウンの候補地、適地を遊佐鳥海インターチェンジ、仮称ですが、丸子地点に求めたという意味は、もう誰も認める眺望のよさ、絶景の地にあるわけでありまして、その地に置くということ、それを売りにするという。そして、鳥海山に観光客を引き込んでいくという、デステイネーションキャンペーンという言葉があるとおり、遊佐町を鳥海山を目的地に据えようと、そういった人の流れ、車の流れをもたらすということと、3つ目がやっぱり道の駅かなと考えます。道の駅の山のゾーン、海のゾーンと2つのエリアを有しているわけでありまして、ふらつとのある山のゾーンを移設することで達成を図るということで、先ほど来人の流れ、車の流れと言いましたが、産業のあるいは企業の、あるいは生産の流れを遊佐町にもたらすのだという目的、狙いを持っておるところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5 番（赤塚英一君） ただいま課長のほうからもキーワードのほう出してもらいました。非常にやっぱりこの辺のキーワードのところをもっと前面に押し出ししながら、今後どういう形に持っていくかというのをもっとより具体的にやっぱり示していかないと、雑な言い方すれば、ほかに持っていられる可能性というのは十分考えられますので、これをより具現化するスピード感という、そういうのが必要なかなと思っております。当然先ほど町長がおっしゃってました防災という部分、これはさきの3.11の震災で非常に高速道路が例えば津波をガードする機能を持っていたり、当然物資の輸送もそうです。先ほど町長がおっしゃってました燃料の供給拠点としての重要性というのも、これは非常に大切です。それとあわせて先ほど課長がいろいろおっしゃってました例えば観光であつたりという部分です。観光の拠点、当然ここに来てもらう、一つのランドマークではないですけども、ここに来れば遊佐町を楽しめるスタートが切れるのだよという部分が十分これも大切です。これがあることによって人がたくさん来ていただける、

さらにいろんなものが産業として成り立ってくるという部分あるでしょう。当然道路が整備されてきます。今度は内側で、中での産業ではなくて、今度外に向けての産業。例えば農産物をどうやって売っていくかだとか、海産物を、きのうの中でもあったと思ったのですけれども、例えばナノバブルであったりCAS冷蔵で新鮮なままで遠隔地へ輸送して販売すると。それは、結果としてここでの産業振興にどんどんつながってくると、こういうことが考えられると思います。この辺、道の駅といいますか、日沿道のパーキングエリアタウン構想です、この辺をもうちょっとその部分を、多分この3つの部分が一番大きくコンセプトとして底辺にあって、その上にいろんな考えが乗っかってきていると思うので、この辺をより具体的に今のうちに外に向かって発表していく、計画つくっていく、こういうことをしていかないと、どんどん、どんどんほかのところで持っていかれるというのが考えられますので、ぜひこの辺はもう今より速くという感じでやっていただければなと思っていますし、できればこれ26年度版の遊佐町の主要施策でありますけれども、ここにはこの話載っていないのですよね。それらしくは載っているのですけれども、具体的には何も載っていないのですよね。であれば、本当にもう今のうち、もうできれば本当きのうのうちに載せてもらいたかったなみたいな考えありますので、思いありますので、ぜひ一刻も早く振興計画のほうにのせていただけることをお願いしたいと思うのですが、その辺町長はどのようにお考えでしょう。

議 長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四世君） 貴重なご提案、ご提言いただきましてありがとうございます。さすがに今より速くというスピード感はなかなか実現できませんが、そのくらいの前のめりの姿勢で取り組みたいと考えております。何よりもやっぱり魅力を発信していくということ、このパーキングエリアタウン構想の実現をもってそのところの魅力発信につなげていくと。これ先ほど来町長も言っておりますとおり、やっぱり単独ではなかなか容易でないであろうと。広域、庄内あるいはお隣の秋田県にかほ市等々の支援をいただきながら広域的な取り組みをして、大いなる魅力発信につなげていきたいということでございます。そして、具体的な中身につきましては、今年度いよいよその実現に向けた取り組み作業を開始していきたいと考えておりました。高速道路の完成、開通は、事業着手からおおむね10年というのが標準的とされております。この区間は、平成21年度の事業着手でありましたので、我々は平成31年ころを開通のめどと想定しまして、本年度から取り組みを本格化しようというものです。今年度の一つの目標といいますか、今ご提案ありましてとおりに来年度の主要施策にもぜひ計画に上がっていきけるようにしたいと思いますし、その前に現在第8期実施計画に取り組んでおりますが、来年度の実施計画第9期に計画計上できるような形で準備を進めていきたいと思っております。

2つの取り組みを考えておりました。1つが今申し上げた形での準備に当たる検討準備会。来年度正式な検討委員会を発足させたいと思っておりますが、まずその前段として振興計画に計上するという、構想から計画に引き上げるという、そのステップアップのための準備会。具体的に検討委員会を来年度以降開催するに当たっての予算の計上、規模なり、それから検討委員会での調査研究の内容等を詰めていきたい。それに係る事業費、そして次年度に課題は送るわけではありますが、具体的に調査の結果をもとにした施設整備事業費の部分を振興計画にいずれ計上していきたいという作業の今年度その初年度としたいと考えておりました。

もう一つが今現在も進めております、準備委員会はまだこれから8月、9月の開催をめどとしておりま

す。一方もう一つ、パーキングエリアタウン構想勉強会を開催をする予定であります。まだ先ほど議員が示された構想図等について町民の皆さんに公表をしておらない状況でありますので、町民の皆さんにもその周知を図っていく。そして、勉強会を開催する中で、これ7月の30日、第1回目開催する方向で、今後広報等でもその周知を図ってご案内をしていく予定であります。第1回目、7月30日、そして2回目、3回目、4回目、11月ころまでに4回を開催し、4回目ないしもう一回総括的なシンポジウム的なものを開催をしてまとめとし、そして報告書の形にまとめて、これ外に向けて、国、その他関係の機関に向けての要望提案書的なものの作成をして、来年以降その活動に当たっていききたいという形としております。勉強会の主体は、民間の皆さんからお願いをしております。NPO法人あるいは民間団体から、あるいは酒田の青年会議所の皆さんから主体的に参画をしていただきながら、町の日沿道期成同盟会もその中で一緒になって協働で勉強会に取り組んでいきたいというふうに考えておりました。その2つの形で、2つの取り組みの中で今年度から実現に向けた具体的な作業をスピーディーに進めていきたいなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） 今課長のほうからもいろいろお話ありました。ぜひどんどん進めていただきたいと思うのですが、やっぱり現在の道の駅です、ふらっと、これの建設の経緯、設置の経緯というのが先日のプレゼンの中にもあったと思うのですが、これ見るだけでもやっぱり5年はかかっているのです。平成5年に調査、用地取得から始まって実際登録になるまで。ということは、パーキングエリアタウン構想も実際にでき上がるまで幾ら最短でもやっぱり五、六年はかかるものでしょう。先ほどの課長のお話からすると、高速道路ができるほうがもしかしたら早くなるのではないかなというような危惧しながら今話聞いていたのですけれども。このパーキングエリア、そして日沿道ができることによっていろんな経済効果が発生する。それに伴って人口の流出に対しても歯どめであり、また戻ってきてもらう一つのきっかけになるかと思っております。

先ほど予算の話もしていました。今回の補正予算でも期成同盟会のほうの予算も大分増額の補正予算出ているようです。トータルで300万円ぐらいの予算になるかと思っております。こういうのが出ることによっていろんな前向きなイメージが出てくるはずですが、そういうところをもうちょっとだんと表に出していくというようなところをしていかなないと、町民の理解というのがありますけれども、なかなか浸透していかないのかなという思いもありますので、この辺広報も含めて企画課だけではなく、関連する課が英知を集結して、町長を先頭にぜひこれを押し進めていただきたいなと思っております。この辺について期待も含めて、これからいろんな形で議論していかなければならない、議会としても考えていかなければならないと思っておりますので、今回は問題提起という部分で終わらせてもらいますけれども、これからは産業振興、本当に農業振興であったり、商工会、商業、工業、いろんなところに波及する部分いっぱいあると思っておりますので、ぜひ力強く進めていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かまとめであれば、町長ありますか。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 高速道路関連に関しては、私先ほど設計図と言いましたけれども、国はかなり早

い段階で設計図はつくっているのです。後からあそこに何欲しいですといったって、それはなかなか国というのは一回決めたら変更はきかない。いい例が酒田の中央ジャンクションと酒田新庄道路。あれ後から要望してやっと酒田市さんが獲得したという経過ありますけれども、その周辺の活用についてはあとは何ら手出しできないというような状況なのです。私は、設計図ができる前に、ですから制度としてまだその制度が国としてオーケーしている段階ではないので、シンポジウム等しっかり開催しながら、国にその提案を認めていただくように県と一緒にお願いしようと思っています。

以上であります。頑張らなければならないと思っています。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） はい、ぜひよろしくお願いします。

ただ、1つ注意してもらいたいというか、危惧する部分が1つあるのですけれども、今まで7号線という主要の大きい幹線道路沿いにあった道の駅、先ほど町長、移転も含めてという考えがありました。これが移転する計画というふうに動いた場合、当然3、4号との接続という形になるかと思えます。こうなると、今まで築いてきた道の駅ふらっとのブランド力といいますか、販売力、この中に入っている町内の農業生産者、漁業者だったり、こういう方々、いろんな形で戸惑う部分であったり、リスクを負う部分もいっぱいあるかと思えます。ぜひその辺も考えながらよりよい、今のふらっとよりもさらにいい形でできるように細心の注意も払いながらお願いしたいと思えます。この件は、これで終わりたいと思えますので、よろしくお願いします。

次に移りたいと思えます。自然エネルギーによる町税の有効活用。先ほど町長の答弁の中でもありました。確かに目的税として徴収している部分ではないのですよね。正直言って一般財源でございます。その扱いについては、非常にいろんな形で交付税にかかっていたり、いろんな問題があるかと思えます。でも、やはり今太陽光発電であったり風力発電がどんどん、どんどん町内で事業を始めて、これが町にとって非常にいいものだよというアピールの一つとしては、やはり町民にどのように還元するかというところが重要になってくるかと思えます。一説によると、数千万円という金額が入ってくるような話も聞きますけれども、その辺はいろんな計算方法あるかと思えますので、これからなるのでしょうかけれども。これをある程度何らかの目的を持った基金として一定額積んでおけば、町民に還元できる、いろんな施策に使うことができる資金として有効に使えるのかなと思えますし、例えば町民に還元って、ただ戻すのではなくて、例えばさっきの日沿道の話ではないですけれども、産業振興であったり、そういうところで若者を町内に引っ張り込むための施策のいわゆる種銭に使えるというような状況をつくっておかないと、なかなか大変なのかなと思っておりますので、この辺ちょっと今ごちゃごちゃ話ししていたのですけれども、町民課長ですか、企画課長ですか、その辺どのようにお考えなのか……状況も含め。

議長（高橋冠治君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） お答えいたします。

今具体的にどのくらいというお話もございましたけれども。実は、先ほどの町長の答弁にもありましたように、固定資産税のうちの主には償却資産ということで、若干土地についても今まで山林だったり原野だったりした部分が雑種地ということで宅地にはならないのですけれども、ある程度税収につながるという部分はございます。ただ、償却資産というのはあくまでも事業で取得したときの価格の申告によるもの

でありますので、実際幾らで取得したのかということは申告ならないとわからないというのが現実であります。それは、具体的には今の大規模な部分については来年、再来年、実際29年度の税収から恐らく反映になると思います。先ほど数千万円というお話ありましたが、類推しますと全国でもかなり大規模でありますので、この規模のものが実際課税になっている例は今のところありません。ただ、そこまでもいかない規模で実際課税になっている部分を類推しますと、確かに数千万円という単位にはなるかとは思っております。ただ、先ほどの答弁にもありましたように償却資産でありますので、耐用年数も含めてだんだん償却していくということもあって、一定の金額が常時入ってくるということではございませんので、その辺はほかの税とはちょっと違うのかなというふうに思っております。ただ、全体としてそれだけの税収があるということは、町の徴収率についても一定の効果があると。要は、大きな税でありますので、分母が大きくなるために徴収率も恐らく全額徴収できると考えられますので、そういう意味では有効な税になるというふうに担当の税としては考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） なかなか扱いが一般財源になりますので、難しいのは重々承知ではあります。ただ、やはりいろんな方に私も話されると言われるのが、やはりあそこでは金は入ってくるけれども、雇用にもつながらないのだよねと。うちの若い町内で勤めさせたいのだけれども、大きい企業来るといって手たたい喜んでいても、やはり太陽光発電だったり風力発電というのは非常に雇用につながらないということでもどかしく考えている方、思っている方、たくさんいるようです。なので、ここで入ってくる税収を例えばそういう雇用の部分であったり、例えば若者定住にかかわるような施策に使えるようにしたりだとか、町営アパートなりそういう若者定住のためのアパートを建設するための資金だったり、そういうところに使っていけば、いろんな形で直接、間接を問わず町民に還元しているのだという部分が出てくれば、これはお互いメリットがあるのかなと私考えておりましたので、ぜひこの辺はまだこれから今後の課題だと思います。基金つくるといっても、ではあしたからこれでやりますなんていう話でもないでしょうし、基金つくるためにはやっぱりそれなりの目的というものも考えなければなりませんし、積んだらいいというものでもないです。ただ、そういうせつかくできるような大型の税収のもとになるところが来るわけですから、これを逃す手はないのかなと思っておりますし、総務課長時代には貯金の鬼として名をはせた副町長がいらっしゃるわけですので、これらも含めながら、ぜひこれから検討していただきたいなと思っております。この辺貯蓄の鬼と言われた副町長、何かありましたら一言いただきたいと思っておりますけれども。

議長（高橋冠治君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 決して貯蓄の鬼というわけではなくて、そのときの財政の国を含めた状況の中で適切に基金造成が行えたのかなというふうに思っております。ただいま赤塚議員のほうからありました基金という立場で考えますと、自由に使える一般財源のお金としていろいろ決算状況の中で積み立てを行っていくことについては、例えば財政調整基金、これが一定のレベルまで積み立てをさせていただくことができました。そういった形の中で先ほど具体的にこれからの一番、先ほど来議論をいただきました日沿道の開通に伴ってのパーキングエリアタウン構想、こういった投資の中でも活用していきますよというこ

とを考えたときには、その財源がないことにはやっぱり活用はしていけないわけですから、そこをしっかりとどういった形で基金という全体的な町の財政全体を構築していくかという視点は常に持ちながらやっていかなければならないのではないかなと、そう考えてございます。学校建築等々、それから観光施設等々を含めて、それぞれの目的に従って基金を一定の考え方のもとに積み立てをしてまいりました。今回議論になっている自然エネルギーに関する部分での財源を、そういった基金を一つの大きな目的を持った形で生かすという形をとる場合には、やはりどういった目的を設定して基金造成していくかということは、これからの議論になると思いますけれども、少なくとも財政調整基金の中で自由にといいますか、これからのいろんな投資、政策、課題、これに財源としてしっかり備えていけるような状況、これにはまたプラスアルファして考えていっていいのではないかなと思うところでございます。一つの大きな事業をやっていくためには、国からの、県からのご支援もいただかなければなりませんけれども、町としてのしっかりとした財源を整えておく、このことがやっぱり町をしっかりと財政という側面からは支えていける要素なのかなと考えてございますので、そのように取り組みをしていくべきかなと思ってございます。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） 基金という形はいろいろあるかと思っておりますので、必ずこれというものはないと思います。一番いい形で町民にも理解していただいて、財政にも影響がなく、さらには投資的効果が上がるような形での基金造成をお願いしたいと思いますし、先ほどの日沿道を含めましても多分こういう基金というのは必要不可欠な部分あるかと思っておりますので、トータルとしていい形での基金造成お願いしながら私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて5番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 今6月定例会における最後の一般質問となりますが、いましばらくおつき合い願いたいと思います。それでは、通告に従い質問いたします。

早いもので3.11東日本大震災より3年と3カ月が経過いたしました。未曾有の災害であったため、復興もまだまだ道半ばである実情であることを知るとき、一日も早い復興を心より願うものであります。

さて、遊佐町では東日本大震災の教訓のもと、防災力の強化と災害への備えと地域や教育現場での防災教育に力を傾注してこられたのも事実であります。その過程において行政が担えること、民間が担えること、地域や集落が担えること、担わなければいけないことが明確になってきているのではないかと思います。

そこで、災害時や災害に備え、地域や集落で担えること、担わなければいけないことに焦点を当て質問いたします。災害時に地域、集落が担わなくてはいけないことは、イの一番に安全な場所まで地域、集落住民を避難させることであると考えます。それを担うのは各集落自治会であり、自主防災組織であります。19年前に発生した阪神・淡路大震災の教訓のもと、全国で進められた自主防災づくりであります。自主防災組織が都市部型の組織づくりであるため、地方には適さないのだという批判が当初からありました。19年が経過し、遊佐町の地域や集落も人口減少と高齢化が進み、コミュニティーの質も変容してきている。防災の考え方も東日本大震災以降変わってきている。そのような変化を受けての遊佐町地域防災計画の改定であると考えますが、集落戸数40戸以下の集落が多くなっている現状と、日中における集落在宅年齢層を考えると、単一集落での自主防災組織の活動は至難と言わざるを得ない。隣接集落間における組織統合やまちづくりセンターを拠点とした地区防災組織の設立を含め、防災計画の改定による自主防災組織の見直しと強化をいかに図っていかれるのかお尋ねいたします。

次に、先般遊佐町エネルギー基本計画が提示されましたが、クリーンエネルギーの導入と同時に省エネルギーの取り組みがうたわれております。町でも防犯灯のLED化補助事業や町管理の道路照明灯のLED化事業を進めてきております。しかしながら、遊佐元町地区には189灯、吹浦地区には89灯の水銀灯式の街路灯が現存し、昨年の2月議会で堀満弥議員からも指摘があったように、集落で受け持つ電気料も高額なものとなっている。地球温暖化対策の推進に関する法律、平成10年法律第117号によれば、地方公共団体が所有する街路灯などをLED照明にリプレースすることにより、消費電力を抑え、CO₂の排出量削減により低炭素社会の実現に資することが各自治体には求められている。改めて言うまでもなく、LED灯は長寿命であると同時に消費電力も少ない、またLEDの明かりは目に優しいとも伺っております。街路灯のLED更新事業は、遊佐元町や吹浦地区を明るくすると同時に、省エネルギーと集落負担軽減にも寄与する施策であり、計画的に街路灯のLED化更新がなされることを住民が求めているのだということをご提言させていただき、演壇からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 6月定例会最後の質問者であります筒井義昭議員に答弁をさせていただきます。

自主防災組織の強化策、今後のご提言をいただいたところでもありますけれども、3.11の東日本大震災によって、大災害時における全ての応急対策に行政が対応することは、ほとんど困難であるということが認識されておりまして、やっぱり住民みずからの自主防災意識と行動が重要であるということから、自主防災組織の育成、強化が課題となっておりました。大きな災害が発生したときは、自助とか共助とか公助という言葉が使われておりましたし、町の防災アドバイザーによれば近くで助け合うのだと、近所というのも一つあるのではないかなというような、そんな声もいただいたところであります。

昨年度改定した遊佐町地域防災計画においても地域防災力強化計画として、地域住民及び企業等による自発的かつ組織的な共助の防災活動が極めて重要であるとし、自主防災組織の育成、強化などを通じた地域防災力強化策について定めております。その内容としては、町は自治会等に対する指導、助言を積極的に行い、自主防災組織の活動強化に努め、消防団との連携等を通じて地域防災体制の充実を図ること。また、自主防災組織の活動において中心的存在となる人材の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施することとしています。現在遊佐町では、110集落の全てにおいて自主防災組織があり、各地区

のまちづくり協議会における自主防災リーダー研修会の開催や集落の自主防災組織での研修会が開催され、危機管理アドバイザーを中心に研修、そして助言を行っております。昨年度の訓練等の実施状況は、避難訓練は全ての自主防災組織で行われていますが、初期消火訓練や炊き出し訓練等の実施は約4割、要支援者支援訓練や避難所設置、運営訓練は3組織のみでの実施にとどまっていることから、こうした訓練の内容を高めていくことが課題と考えております。また、自主防災組織の活動助成は昨年11組織で行われ、消火栓ホースやホース箱整備等の資機材整備に取り組んでおるようであります。今後もこうした自主防災組織の活動強化に向けて、まちづくり協議会や消防団との連携を図りながら、研修や訓練機会をつくっていくと同時に、引き続き資機材等の整備への支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、街路灯のLEDの更新についての質問でありました。町が設置し、地元集落から電気料をご負担いただいております遊佐及び吹浦元町地区の街路灯につきましては、それぞれ助成制度を活用し、遊佐元町地区については、たしか元町を明るくする会のご要望によりまして、平成13年度に189基、吹浦元町地区については平成16年度に89基、議員ご指摘のとおり設置されたものでございます。設置当初の取り決めがございまして、電気料金につきましては各集落からご負担いただいていたところではありますが、近年の電気料金の高騰を受けて、エリアが広く設置数が多い集落からは、電気料金負担が非常に大変だとの指摘をいただいたり、またさきの遊佐地区の町政座談会においても同様の要望をいただいたところがあります。議員ご指摘のとおり、遊佐町環境基本計画並びに昨年度策定されました遊佐町工ネルギー基本計画におきましては、当然にして消費エネルギー削減を目指すさまざまな取り組みを推進していく方向性であり、最近の公共施設の照明設備につきましてもLEDの設備の導入を推進しているところであります。この取り組みにつきましては、環境自治体会議、LAS-Eの監査に参加している町としては、それは当然の取り組みだろうというふうに考えております。

道路上の照明灯につきましては、ご質問の街路灯のほかに道路照明灯、防犯灯もございしますが、まず道路照明灯につきましてはLEDへの更新が約40%完了しております。残りにつきましても今後2年間で更新予定となっております。防犯灯につきましては、一部町直接管理分はございしますが、ほとんどが集落管理分となっており、町の助成制度、いわゆる8割助成、LED化すればという形で約23%が更新されている現状であります。

さて、今回ご質問いただいた街路灯についてであります。LED化するためには電球部分の交換だけとはいかず、多額の費用が見込まれることから、すぐに全部交換とはなかなかいかない状況にあります。今年度は、今後の更新計画を作成、来年度より3年から5年程度で更新をしていきたいと考えております。今後各当該集落の皆様にも説明を申し上げ、ご理解をいただきながら進めていく予定でございますので、議会の皆様からのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） それでは、まず自主防災組織の強化のほうから質問させていただきます。自席からの1回目の質問のテーマは、セルフディフェンスによる自主防災の強化ということであります。これは、防災アドバイザーの佐々木さんが自助、共助、公助のほかに近助、いわゆる両隣とか近場の人がやはりその実態を把握した上で助ける体制を構築しなければいけないのだと。これに似た言葉がセルフディフェ

ンスであります。演壇でも言いましたが、行政や民間や地域、集落が担えること、担わなければいけないことは、おのずと違って来るかと考えております。現在組織されている自主防災組織は、演壇でも申し上げたように阪神・淡路大震災以降に行政が主導で組織された組織であるため、日本全国金太郎あめ的な自主防災組織が14万6,396組織がつけられたと言われております。我が町においては組織率が100%。しかし、そこには地域性や集落の大小を勘案したことが実施されなかったのも現実です。そして、役所がつくってくれと言うからつくったような、形式的なペーパーのみの組織が大半であるとも言われています。このような状況をいかに捉まえ見直し、強化していこうとしているのか伺います。

また、自主防災組織にとってみずからが主体となる自主ではなく、自分や自分の家族は自分で守り、自分の町や自分の隣人は自分たちで守るといふ、みずからをみずからが守るセルフディフェンスの意識づけが重要と考えます。このセルフディフェンス意識向上による自主防災組織の強化を町はいかに進めようとしているのか、まずはこの点についてお伺いいたします。

議長（高橋冠治君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

質問は、セルフディフェンスによる自主防災の強化というようなテーマであったかと思えますけれども、自主防災組織、これまでも各集落での防災活動ということについては、それなりにその地域の中であるいは集落の中で取り組まれてきた経過はございまして、全町的ではないかもしれませんが、地域ごとには例えば蕨岡あたりとか遊佐地区あたりでは、消防団あるいは区長会等々との連携の中で防災活動に取り組まれてきたということで、それなりに防災意識については一定の高まりがあるというふうにして思っております。ただ、3.11以降、特に東北で起きた大きな災害ということもありまして、防災意識、特にみずからを守る視点というものが非常に意識をされたというふうにして理解をしておりますし、そういう大きな災害を目の前にして、行政としてもこれはやはり何らかの形で防災の対策をとらなければならないということは当然の話でありまして、こういうものをきっかけにしながら行政でも自主防災組織の組織化ということについて随分力を入れてきたわけでございます。これは、やはり行政側からの働きかけということで、先ほどご質問の中にもありましたけれども、行政からの組織化ではというような疑問点も出されておりますけれども、やはりきっかけについては何らかの形で行政が動く必要があったのではないかとことで取り組んできたわけです。ただ、同じような中身でいいますと、集落の役員が横並びといいますが、そういう形で組織化をしましたよというような組織化の中にはあったということをご指摘のとおりかと思えます。

こういう状況の中で、果たしてセルフディフェンスあるいはみずからを守るという意識をどう地域の中で集落の中で個人の中で強めていくのかと、こういう課題になってくるのかというふうにして思いますが、例えば区長さんもいろんな災害の情報なんかもニュースで毎日のように流されているわけで、やっぱり自主防災組織としてどう活動したほうがいいのかということについては随分考えていただいているというふうにして思っております。そして、中には地域の医療機関とともに合同で訓練を行うとかというような計画も立てている自主防災組織もあるということで、次第にそういう意識づけというものについてはできてきているかというふうにして思っております。何といたってもそういう場合に地域の中で、集落の中で活動していくということになれば、どうしてもリーダーが必要だということになりますので、危機管

理アドバイザーさんなんかは力を入れて自主防災リーダーというような育成にも努めてきたわけでありまして、さらに集落でさまざまな訓練をするということについて、要請があれば出向いて自主防災組織の活動マニュアルについてもお話をさせてもらったという状況であります。

自主防災組織、みずから主体的の自主というよりも、今度はみずからを守るという自主防災組織という言い方もありますけれども、そういう形で活動を支えるあるいはつくっていくということで、こういう研修やあるいは日ごろの防災訓練、これを何度も何度もやっぱり繰り返す、これが一人一人の中に防災意識あるいは避難、あるいは危険を回避する意識というものが育っていくのではないかと考えております。

議長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） これやはり各自主防災組織、場所によって危機感というのは違うのだと思います。吹浦地区は、やはり津波の心配が非常に強い。そうすると、県の危機管理でつくったあの津波のDVDを見せられれば、やはり危機感というのを感じて避難の重要性というのを感じるわけです。しかしながら、場所によってはあれを見させられたとしても自分には関係ない話ということになるかと思えます。山岳部になれば鳥海山の噴火の心配が出るわけですし、平野部は平野部で大きい川が流れているわけですから、洪水対策というふうな、TPOに合わせた危機感をあおるというわけにはいかないかもしれませんが、こういうふうな危険が生じる可能性はあるのだよというふうな、そういうのが起きたときにこの集落ではどういうふうに対処しますかというふうな持っていき方をしないと、やはり金太郎あめになるのだと思います。

次に移らせていただきます。災害時要支援者の把握というものが現実に即しているのかということでありまして、自主防災に求められていることの一つ大事なものは、演壇でも言いましたとおり避難であります。避難において自分で避難できる人というのは、自分で避難すればいいのかと思えます。しかし、災害時要支援者というのが町が平成23年から取りまとめたその人数というのが当初は49名。昨日担当に聞いたところ、48名である。しかし、地域防災計画の15ページを見ますと、要支援、災害時に支援が必要だと思われる対象者、ざくっと報告しています、記載しております。その人数を合わせてみると7,803名。65歳以上の方も全部カウントしているし、介護認定を受けている人もカウントしているので、重複もあるでしょうし、要支援の必要でない方というのでもカウントされている数字だとは思うのですけれども。身体障害者手帳や療養手帳等々、精神障害者台帳管理者等々を合わせると、900名を超すわけです。この人たちというのは、やはり災害時にとって支援が必要な人だと思うのです。900名から1,000名は、いるのだと思うのです。しかしながら、町が災害時要支援者として把握しているのは49名というのが実情なわけです。この隔離をいかに認識されているのか。そして、この隔離というのをデータを集めながらどのように解消しようとしているのか聞かせていただきたいのですけれども、これの把握というのは私はどちらかというと、行政主導の把握の仕方では無理があると指摘せざるを得ません。これの基本的な把握の仕方というのは、先ほど言ったとおり両隣単位での把握、隣組の内部での把握、それをまとめ上げたところの集落としての把握。そして、集落内で要援護者をお願い会員、助ける人をお任せ会員という形で組織化していく。これは、行政ではなかなか個人情報保護法とかハードルを幾つも幾つも越えないと、それだけの把握がしづらいいということがありますので、これは近所の力、隣組の力というのを結集した形で、支え合うコミュニテ

イーを維持しながら、コミュニティーをディスカバーしながら、今こそそういうふうな把握の仕方の取り組みというのが取り組まなければいけないことではないのではないかと考えておりますが、所見を伺います。

議長（高橋冠治君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） それでは、次の質問のほうにご答弁をさせていただきたいと思っております。

災害の危険が迫ったときに自分の力で避難行動がとれないあるいは避難の判断ができないと、こういう方を災害時要支援者というふうにして言っているわけですが、3.11の段階では被災地全体で65歳以上の高齢者の死亡率が6割と、こういう状況。さらに、障害者の死亡率については、被災住民全体、死亡率の約2倍であったというふうにして言われておるようであります。そして要援護者、つまり自分で自力で避難できないというような方々を支援するために避難の呼びかけあるいは避難誘導に当たった消防団員、民生委員の避難支援者が救助に赴いた先で、なかなか避難の説得に時間がかかったというようなことで支援者も津波に巻き込まれて多数の人が犠牲になったと、こういう現状が3.11の中であったわけです。さらに、被災に遭った後についても要援護者の安否の確認がなされないとかあるいはライフラインがとまった中で必要な支援、情報提供がなされないというようなことで、これはやはり情報がないという中でのあるいは事前のそういう準備がなかった中での被害と、こういう形になったわけでありました。

こういう状況を踏まえまして、災害対策基本法が改正を昨年されたわけでありまして。市町村については避難行動要支援者、いわゆる災害時要援護者、要支援者の名簿作成を市町村がしなさいと、こういうことで災害対策基本法が改正になったところであります。名簿を市町村がつくれと、こういう話になるわけですが、名簿に載せる方々をどうするかといった割り出しも含めて、名簿を介護や障害のある方、介護の認定があった方とか障害のある方を載せるということになるわけですが、どの範囲で載せるかということやあるいはそのもの個人情報の取り扱いも含めて一定町で名簿はつくると同時に、どういう形でつくるかというようなことについても検討しなければならないという状況に現在あります。町としては、担当のところで今名簿作成と、さらに基準について一定の条例制定を考えてございまして、その中で整備をしていきたいと、こういうふうにご意見を頂戴をしながら、そういう名簿作成についてのところに反映をさせていきたいと、こういう考え方でございます。社会福祉協議会との協力もいただきながら、そういう会議の場に出させていただくという準備を今しているところであります。

平成22年度にいわゆる手挙げ方式というようなことでやりましたけれども、実態は48名ということで、これだけを捉えれば行政主導の名簿整備はなかなか限界があるよというようなことになるのだと思っておりますけれども、3.11の反省も踏まえてそういう形で名簿作成並びに事前の情報提供、さらにそれを活用した訓練なりあるいは個別支援計画、そういうものまでできていけば、非常に準備ができてくるのではないかと、こういう考え方で今おるわけですが、ただ、やっぱりお話ありましたとおり、細かい部分はなかなか行政サイドでは捉えられないあるいはわかってもちょっと口出しのできない部分もあつたりするわけでありまして、そこは地域、集落の方々のご協力をいただかなければならない部分が多く出てくるかと思っておりますので、その辺も十分調整、検討しながら、これから名簿作成等々を進めていきたいと、こういうふうにして思っております。

議長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1 番（筒井義昭君） 災害時における要支援というのは、行政的に考えるよりも各集落の公民館に隣組長とそこの地区会長さん、そして防災組織のメンバーの人が集まって、そして集落を全部スクロールする。あそこの家のばあさんは、二足歩行ができるのか、シルバーカーだったら大丈夫か、それとも車椅子でなければだめなのかというのは、一晩で大きい集落でない限り、俗に言う一番多いと言われている40世帯ぐらいの集落の場合は、一晩でお茶飲みながらある程度収集等、誰が困っていて誰が助けられるのかというのは、お願い会員とお任せ会員みたいな、任せて会員というようなのは、一晩で把握できることだと思うのです。行政が吸い上げてそれを資料化するというのではなく、集落で完結した状態で避難だけはしっかりと守るのだよというふうな進め方。そういうふうなコミュニティーの維持とディスカバーの仕方というのは、やはり行政で指導していく。自発的にそういうふうな把握のされ方というのがなされるように誘導していくということは重要かと思えます。

自主防災について最後の質問であります。何度も言うようでありますが、遊佐町の109集落のうち80集落近くが40世帯以下の集落になってきていることを考えると、遊佐町が推進しているところの自主防災組織訓練マニュアル、そして自主防災のつくり方というのを単一集落で完結できるような状況にはなくなってきているのだということ、これは日中の組織づくり、そしてお勤め人が帰った夜間の組織づくり、日曜日の組織づくりというのは、さまざまなパターン考えられるのでしようけれども、ウイークデーにおける日中の組織づくりというのは、なかなか難しい。そういうふうなことを考えるときに、隣接集落の自主防災組織の統合というのも、消防でも試みられているような組織統合というのもやはり計画的に進めていかないと、集落完結型では組織が維持できないのだということ、これを提案させていただくと同時に、まちづくりセンターを拠点にしたところの地区防災会みたいなものがないと、これは有事の際に対応はできないだろうということをご提案申し上げて所見を伺いたいと思えます。

議長（高橋冠治君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 我が町では、各集落自主防災組織があつて110あるということでありましてけれども、これは全国的に見ますと、なかなか少ないケースのようであります。どちらかという、かなり広域のエリアをまとめる自主防災組織というものがつくられているというのが一般的といいますか、そちらのほうが多いのかなというふうにして思えます。世帯数が少ないということで、30世帯、40世帯ぐらいの、平均的に言えばそういう世帯の集落が自主防災組織を今単位としては組織なっているということで、確かになかなか活動の面でどうだろうかというような疑問も出てくるのはあろうかと思えます。消防団のほうでは自己申請というようなことで、小型動力ポンプ、この人数では無理だとか、なかなか人数的に大変だとかということで自己申請の中であつて一緒にあつて、消防団と一緒に活動するというようなことはあります。ただ、自主防災組織の段階ではまだそういう話、こつちの行政のほうから例えばあなたとあなたのところは一緒にやりなさいというようなことまでは、まだちょっと申し上げるような状況ではなくて、やっぱり集落自体の意思を尊重するということがまず一つは大事なところかと思えます。ただし、これまでの活動の中で研修なんかもした中で出たご意見でありましたけれども、研修あるいは防災活動についての二、三集落一緒に合同でやってみようかというようなことあるいは研修自体も二、三集落で一緒に取り組んで助成を受けた例もあるというようなことで、少しずつそういう面ではそういう隣接の集落で一緒にやるというようなことも起きてきているようであります。

もう一つは、まちづくりセンターを核とした地域ごとの組織化というようなことでありますけれども、やっぱりいざ事が起こったときにその地域が一体どういう状況にあるのかということについては、その地域で情報交換をする必要があるという、災害時の問題もやっぱりあろうかと思っておりますので、非常に重要なこれはテーマかと思っております。こちらのほうの、例えば災害対策本部ができたときに地域の全体、地域の部分の情報を把握する必要があるときには、そういう組織体があれば非常にあんばいがいいと、情報が伝わるということも考えられますので、非常に大事な問題かと思っております。これは、まち協とも今後情報交換を進めていきたいというふうにして思っております。

議長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 地区にまちづくりセンターに地域の自主防災組織みたいなものを設立するとなれば、その組織自体がいかなる備蓄をしなければいけないのか、避難に当たってどのような備品が必要なのかということも把握でき、そして実行できるような状況になると思っておりますので、今だとちょっと早いのかもしれないのですが、24年度の予算組みの段階では各まちづくりセンターに自主防災組織、地区防災組織を設立するのだということ踏まえた上での予算措置というのをぜひ検討願いたいと思っております。

次、街路灯のLED化について質問に入らせていただきますけれども、町長から非常にこの件に関しては前向きな答弁いただいたのだと喜んでおります。町が管理しているところの、いわゆる危機管理の防犯灯、地域生活で管理しているところの道路照明灯、こちらのほうは年々着々とLEDの更新が進んでおります。しかしながら、集落からの苦情とか電力の負担が大変だと言われているところの元町を明るくする会で設置したところの遊佐町、元町の街路灯、吹浦の明日を考える会だっただと思うのですが、その会が設置したところの避難誘導灯というのが非常に水銀灯式で電気料もかかりそうで、そしてこれ故障も結構多くて、毎年町から90万円から100万円ぐらい近い修繕費が発生している。そして、高額になりつつある電気料というのがその周辺の集落で賄っているという状況が続いてきているのも現状でありますので、遊佐元町と吹浦地区の街路灯に関して今年度計画を練って、3年から5年で完了させるのだ。これ遊佐の住民も吹浦の住民も喜んでいてありますので、ぜひ計画的に、今すぐとは言えることでもありませんので、計画的に進めていってほしいなと思っております。

本来は、産業課長にさまざまな質問も準備していて、これ余り根本的なLEDの更新の必要性なんていうことを述べても、もう計画的に実施していくのだというふうな発言をいただくと、私のほうも非常に今までの準備は何だったのだろうと思ってしまうわけですが、私が心配することではないのですが、財源確保。これ一般財源だけでできることではありません。財源確保について、今の世の中インターネットとかホームページとかさまざまな、いわゆる他人のうちの冷蔵庫の中身まで見られるような時代になってきたものですから、環境省のほうにちょっとのぞかせていただきました。ここに地球環境局温暖化対策課というのがあります。そして、人口15万以下の小規模自治体というのだそうです。15万で小規模自治体というのもないだろうなとは思っておりますけれども、小規模自治体、15万以下の自治体が今言ったような元町の街路灯とか吹浦の街路灯とか、もっと大規模な街路灯をLEDに更新するとき、事業計画段階だけでマックス800万円、そして事業化なされたとき事業費の3分の1を補助するというありがたい施策があったりするわけです。これは、その事業を更新した後で工事含めて更新後というのは、リースとい

うような形で取り組まれるようなものであるのですけれども、この事業展開に当たって担当課である産業課長からLED化更新に当たる意気込みと、環境というものの自体を担っているところの地域生活課長からご所見を伺いまして、若干時間残すようですけれども、私の一般質問といたします。

議長（高橋冠治君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、産業課で管理してございます遊佐元町地区と吹浦地区の街路灯につきましては、さきに行われた町政座談会でも各区長さんから何とかLEDができないかということで意見が出されておりました、早急に検討しますというところで回答をさせてもらったところであります。その上で各集落の電気代、それから平成15年から設置しているわけでございますけれども、それからの値上がり状況、それからLED化したときに電気代の削減効果、それらもろもろ検討いたしまして、今回先ほど町長の答弁にあったとおり事業化をさせていただくというような結論になった次第でございます。工事費につきましては見積もりをとったところ、1基当たり約4万7,000円ほどかかる状況のようでございます。遊佐元町地区が189基と吹浦地区が89基、合計で278基あるわけでございますので、およそ総額で1,300万円ほどの事業費がかかる予定でございます。このくらいの事業費がかかるわけでございますけれども、この辺課内で検討した結果、例えば費用対効果を検討してという話ですとか電気料金の一部補助というような考え方もあるわけでございますけれども、遊佐町エネルギー基本計画において消費エネルギー削減を目指すさまざまな取り組みを進めている状況でございますので、道路照明灯、防犯灯もLED化を進めているという状況の中で、今回街路灯についてもLED化をさせていただくという結論に達した次第であります。工事につきましては、今議員から提案をいただきました補助事業を含めて、それ以外の各種補助事業をいろいろ確認をさせていただきまして、振興計画に諮った上で予算を要求させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 地域生活課のほうでエネルギー関係担当しているということで、昨年度年度末、遊佐町エネルギー基本計画を策定いたしました。その中で町民、そして事業者、町との連携によりまして再生可能エネルギー、そして省エネルギーの推進に取り組みますよということで計画を作成させていただいたところでございますけれども、その中で今ご指摘があった省エネにつきましては、計画年10年、基本計画が10年間の計画になっておりますけれども、10年間で目標するところ、省エネで10%、遊佐町で消費する全エネルギーの10%を省エネで削減をしようという計画であります。大変厳しい目標であるというふうに考えております。これまで既にかんりの省エネ、皆さんからお願いしてやってきてもらっている、さらにそれから10%という計画ですので、かなり厳しいなというふうには考えておりますけれども、まずは目標に向けてこれからしっかりとさまざまな関係機関との連携のもとでやっていく必要があらうかなというふうに考えております。今後まだまだ今始まったばかりでして、動きとしてはまだ見えないところがございますけれども、省エネ、そして再生エネルギーの普及については、例えば生協との共同宣言の中で環境部門もありますし、そういったところでもそういった再生エネルギーの普及活動についても生協のほうから投資をいただくとか、そういったことも含めながら検討していきたいと思っておりますので、そ

ういったことも含めまして地球の温暖化防止、これに寄与できるような省工ネ、これを積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、皆様からもご理解とご協力のほうをお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

議長（高橋冠治君） これにて1番、筒井義昭議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は全員終了しました。

日程第2から日程第12まで、議第40号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてほか専決処分4件、議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）、議第46号 遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件2件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤源市君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 提案者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第40号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について。本案につきましては、平成26年3月27日開催の第496回遊佐町議会臨時会後において、平成25年度の地方譲与税等の交付額が決定したことなどにより、補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

歳入につきましては、譲与税等では、地方揮発油譲与税で231万2,000円を増額するなど616万5,000円を増額し、交付税では特別交付税で83万5,000円を増額し、歳入補正総額で700万円を増額したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、教育費の社会体育施設整備事業で210万円を減額する一方、土木費で10万円、減債基金積立金で900万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で700万円を増額したものであります。

議第41号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業の歳入における財源の見直しと事業費の再精査により、補正予算編成が必要となったため、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

歳入につきましては、繰入金で600万円を増額し、繰越金で250万円を、町債で360万円をそれぞれ減額したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で10万円を減額したものであります。

議第42号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、一部がその翌日から施行することとされたことに伴い、遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分をしたため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、公害防止設備等に係る課税標準の特例を一定の範囲内で町の条例で規定できる我が町特例の導入、耐震改修が行われた建築物に対する減額措置の創設等のほか、関係

する規定を整理したものであります。

議第43号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、その翌日から施行することとされたことに伴い、遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、国民健康保険料の負担の適正化を図るため、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減を拡充するものであり、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げ、5割軽減及び2割軽減の基準額をそれぞれ見直して軽減対象者を拡大するため、所要の改正を行ったものであります。

議第44号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、その翌日から施行することとされたことに伴い、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の要旨につきましては、地方税法等の改正に伴う固定資産の課税の特例に係る条項を整理したものであります。

議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)。本案につきましては、当初予算編成後の事業の見直しなどにより、当面緊急を要する一般行政経費等について補正するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億6,800万円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、国庫支出金では臨時福祉給付金事業補助金で1,096万9,000円を増額するなど1,462万8,000円を増額。県支出金では、経営体育成支援事業費補助金で460万円を増額するなど828万円を増額。繰越金では、前年度繰越金で2,459万2,000円を増額するなど、歳入補正総額で5,000万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出の主なものを申し上げますと、総務費では企画費の広域行政推進事業で200万円を増額するなど総額で443万7,000円を増額。民生費では、臨時福祉給付金事業で1,034万4,000円を増額するなど1,561万3,000円を増額。衛生費では、人件費の調整等により542万5,000円を増額。農林水産業費では、経営体育成支援事業で460万円、水田農業活性化生産体制整備事業で360万1,000円をそれぞれ増額するなど、1,319万7,000円を増額。その他、商工費、教育費で人件費の調整による増額を行うなど、歳出補正総額で5,000万円を増額計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、稲川地区まちづくりセンター並びに吹浦地区防災センターの各整備事業において、次年度にまたがる工期の設定と総事業費の増額が必要になったため、追加計上するものであります。

議第46号 遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国で定める定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止について、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件に加えることとしたく、提案するものであります。

議第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、災害派遣手当の支給対象となる職員の範囲を拡大するため提案するものであります。

議第48号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、二輪車及び小型特殊自動車を含めた軽自動車税の税率の引き上げ並びに地方法人税等の創設に伴い、法人町民税の法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げ等について所要の改正を行うため提案するものであります。

議第51号、議第52号 除雪ドーザの取得について。本案につきましては、積雪期の町道の円滑な除雪作業を行うため、除雪ドーザ8トン級及び11トン級を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

以上、専決処分案件5件、補正予算案件1件、条例案件3件、事件案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 次に、日程第13、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）については、恒例により小職を除く議員12名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の土門勝子議員、同副委員長に赤塚英一議員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に土門勝子議員、同副委員長には赤塚英一議員と決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後2時15分）